

姫路市上下水道事業管理者 柴田 桂太

制限付一般競争入札（事後審査型）に係る日程等の共通事項について

令和6年4月19日付で公告する下記の案件について、日程等の共通事項を、次のとおり公告する。

個々の入札に付する条件等については案件ごとに別に公告する。

記

案件名	青山南三丁目地内舗装本復旧工事
申込書等配布及び入札参加申込期間	令和6年（2024年） 4月19日 午前9時30分から 令和6年（2024年） 4月26日 午後4時まで
契約条項を示す期間	令和6年（2024年） 4月19日から 令和6年（2024年） 5月24日まで
設計 図 書	閲覧期間 令和6年（2024年） 4月19日から 令和6年（2024年） 5月24日まで 質問受付期限 令和6年（2024年） 5月13日 午後4時まで 質問回答開始 令和6年（2024年） 5月16日
入札書提出期間	令和6年（2024年） 5月27日 午後1時から 令和6年（2024年） 5月28日 午後4時まで（兵庫県電子入札共同運営システムの休止時間を除く。）
開札予定日	令和6年（2024年） 5月29日
開札予定場所	姫路市上下水道局経営管理部経営管理課（姫路市財政局財務部契約課内）
資格審査書類提出期限	令和6年（2024年） 6月 3日 正午まで
非落札に対する理由請求期限	令和6年（2024年） 6月 6日
契約予定日	令和6年（2024年） 6月11日
その他	令和6年姫路市上下水道局公告第24号「制限付一般競争入札（事後審査型）共通事項について（工事）」及び令和6年姫路市上下水道局公告第26号「制限付一般競争入札（事後審査型）共通事項について（コンサルタント）」に定めるとおり

姫路市上下水道事業管理者 柴 田 桂 太

制限付一般競争入札（事後審査型）について

下記の案件について制限付一般競争入札（事後審査型）により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により下記のとおり公告する。

なお、本件は兵庫県電子入札共同運営システムを利用して入札を行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、姫路市上下水道局電子入札実施要綱（令和 4 年 4 月 1 日制定）及び兵庫県電子入札共同運営システム利用規約に従って行う。

記

案件名	青山南三丁目地内舗装本復旧工事	
施工場所	姫路市青山南三丁目地内	
施工期限	令和 6 年（2024 年） 8 月 23 日限り	
工事概要	施工延長 620 m 舗装工 2,436 m ²	
開札予定日時	令和 6 年（2024 年） 5 月 29 日 午前 9 時 30 分	
前金払の有無	有	
中間前金払の有無	有（ただし、契約金額が 1,000 万円未満となる場合を除く。）	
部分払の有無	有（ただし、契約金額が 1,000 万円未満となる場合を除く。）	
予定価格	契約締結後に公表	
最低制限価格の有無	有	
低入札価格調査の有無	無	
入札参加資格	入札参加形態	単体
	登録業種（特殊工法）	ほ装工事
	建設業許可区分	舗装工事に係る国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けている者
	配置予定技術者	本工事に配置できる主任技術者又は監理技術者を有する者（契約金額が 4,000 万円以上となる場合は、1 級若しくは 2 級土木施工管理技士又は上下水道事業管理者がこれと同等以上であると認める資格を有する者（*1）を、本工事に専任で配置できる者）
	市内外区分及び総合評定値	次のいずれかの条件を満たす者とする。 ・ A、B ブロックに本店等のある市内業者で舗装工事の総合評定値が 720 点以上ある者 ・ B ブロックに本店等のある市内業者で舗装工事の総合評定値が 600 点以上 720 点未満の者
	平均実績要件	舗装工事の実績額が 1,000 万円以上ある者
	追加提出書類	無
積算疑義申立制度の有無	有	
金入り設計書閲覧期限	令和 6 年（2024 年） 5 月 31 日 正午まで	
積算疑義申立期限	令和 6 年（2024 年） 5 月 31 日 正午まで	
資格審査提出書類	・ 制限付一般競争入札参加資格審査申請書 ・ 最新の経営事項審査結果通知書の写し ・ 配置予定技術者設置届 ・ 関連企業申告書（制限付一般競争入札用） ・ 市税の納税証明書 ・ 国税の納税証明書 ・ 入札額の算定の根拠となった詳細な積算書	
その他	令和 6 年姫路市上下水道局公告第 24 号「制限付一般競争入札（事後審査型）共通事項について（工事）」及び令和 6 年姫路市上下水道局公告第 38 号「制限付一般競争入札（事後審査型）に係る日程等の共通事項について」に定めるとおり	

(*1) 上下水道事業管理者がこれと同等以上であると認める資格を有する者とは、本工事に係る登録業種において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 7 条第 2 号ハの規定により認定された者をいう。